

別記様式（第2条関係）

会 議 結 果 報 告 書

令和6年10月29日

会議の名称	庁議
開催日時	令和6年10月29日（火）9時30分～9時40分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 村山修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 近藤政雄 都市整備部長 滝田和浩 市長公室長 松永仁 上下水道部長 山崎仁 会計管理者 寺嶋勝弘 議会事務局長 北村竜一 選挙管理委員会事務局長 榎本章一 教育政策部長 今野美香 (計15人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1 総務部長 豊島俊二
議 題	【付議】 1 志木市債権管理条例（案）に係る意見公募手続きの実施について
結 果	【付議】 1 了承
事務局職員職氏名	秘書課長 小堀 健
その他必要事項	特になし
会議内容の記録（経過、結果等）	

開会

総合行政部長が開会を告げる。

【付議】

1 志木市債権管理条例（案）に係る意見公募手続きの実施について

○概要説明：総務部長

市の債権管理の適正化に関し、全庁統一的な基準を定めることにより、財政の健全化と市民負担の公平性を確保するための「志木市債権管理条例」を制定するにあたり、志木市意見公募手続条例に基づき一定期間意見公募を実施する。

【概要】

- （１）市が保有する全ての債権を対象とする
- （２）債権管理に関する基準の統一化及びノウハウの共有、並びに回収見込みのない債権の整理を適切に行うための条文を整備する
 - ① 債権管理に関する統一する台帳の整備（第５条）
 - ② 必要最小限の債務者情報の共有（第６条）
 - ③ 回収の見込みのない債権の放棄（第７条）
 - ④ 債権管理に関する会議の設置（第８条）

【募集期間】

令和６年１１月１１日（月）から１２月１０日（火）まで

【閲覧場所及び市民意見シート配布場所】

市役所（収納管理課）、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、市ホームページ

【意見の提出方法】

郵送、ＦＡＸ、メールまたは収納管理課へ直接持参のほか、市ホームページや市公式ＬＩＮＥに設けた専用フォームへの投稿

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。